

申請に対する処分

処分名	準用河川の占用（土地占用）
根拠法令	河川法第24条
所管課	土木課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人又は団体

準用河川（土地）の許可をうけようとする人又は団体

(2) 申請の方法

河川占用・工事許可申請書（河川法施工規則別記様式第8の甲，乙の2及び乙の4）に，当該様式に掲げる書類を添付して提出する。

(3) 許認可等の要件

河川管理上支障がないものであり，「河川敷地の占用許可について」（平成6年10月17日付け建設省河政発第61号建設事務次官通達）及び関係法令・通達等に基づき的確に審査するものとする。

2 標準処理時間

10日